

令和6年2月4日執行

北竜町長選挙

選挙公営（公費負担）の手引き【別冊】
公費負担に係る各様式集
〈記載例〉

北竜町選挙管理委員会

目 次

第1 選挙運動用自動車の使用

1 一般運送契約(ハイヤー方式)の場合

① 選挙運動用自動車運送契約書	2
② 選挙運動用自動車の使用の契約届出書	3
③ 選挙運動用自動車使用証明書(自動車)	4
④ 請求書(選挙運動用自動車の使用)	5
⑤ 請求内訳書(選挙運動用自動車の使用・自動車)	6

2 その他の契約(個別契約方式)による場合

(1) 自動車の貸与者との契約による場合

① 選挙運動用自動車車両貸借契約書	8
② 選挙運動用自動車の使用の契約届出書	9
③ 選挙運動用自動車使用証明書(自動車)	10
④ 請求書(選挙運動用自動車の使用)	11
⑤ 請求内訳書(選挙運動用自動車の使用・自動車)	12

(2) 自動車の燃料の供給者との契約による場合

① 選挙運動用自動車燃料供給契約書	14
② 選挙運動用自動車の使用の契約届出書	15
③ 自動車燃料代確認申請書	16
④ 自動車燃料代確認書	17
⑤ 選挙運動用自動車使用証明書(燃料)	18
⑥ 請求書(選挙運動用自動車の使用)	19
⑦ 請求内訳書(選挙運動用自動車の使用・燃料代)	20

(3) 自動車の運転手との契約による場合

① 選挙運動用自動車運転契約書	22
② 選挙運動用自動車の使用の契約届出書	23
③ 選挙運動用自動車使用証明書(運転手)	24
④ 請求書(選挙運動用自動車の使用)	25
⑤ 請求内訳書(選挙運動用自動車の使用・運転手)	26

第2 選挙運動用ビラの作成

① 選挙運動用ビラ作成契約書	28
② ビラ作成契約届出書	29
③ ビラ作成枚数確認申請書	30
④ ビラ作成枚数確認書	31
⑤ ビラ作成証明書	32
⑥ 請求書（選挙運動用ビラの作成）	33
⑦ 請求内訳書（選挙運動用ビラの作成）	34

第3 選挙運動用ポスターの作成

① 選挙運動用ポスター作成契約書	36
② ポスター作成契約届出書	37
③ ポスター作成枚数確認申請書	38
④ ポスター作成枚数確認書	39
⑤ 用ポスター作成証明書	40
⑥ 請求書（選挙運動用ポスターの作成）	41
⑦ 請求内訳書（選挙運動用ポスターの作成）	42

参考資料

公費負担契約の印紙税法適用について	43
-------------------	----

- 第 1 選挙運動用自動車の使用
- 1 一般運送契約(ハイヤー方式)の場合

印紙

選挙運動用自動車運送契約書

北竜町長選挙候補者 戸籍名を記載 (以下「甲」という) と 法人の名称 (個人の場合は個人名) (以下「乙」という) は、選挙運動用自動車の運送について、次のとおり契約を締結する。

1 使用目的 公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のために使用する。

2 自動車登録番号

又は車両番号 旭川●●● わ ●●-●●

3 台数 1台

4 使用期間 令和6年1月30日から

令和6年2月3日まで 5日間

5 契約金額 275,000円 (消費税及び地方消費税を含む)

(内訳) 1日 55,000円 × 5日間

公費負担限度額は64,500円
(※消費税を含めた額)

6 請求及び支払い

この成約に基づく契約金額については、乙は、北竜町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、北竜町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、北竜町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定により供託物を没収された場合は、乙は北竜町には請求できない。

7 その他

甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの(以下、「暴力団員等」という。)であると判明したとき。
- (2) 乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
- (3) 乙がこの契約に違反したとき。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 6年 1月 ●●日 契約は告示日前でも可能

住所及び氏名は候補者届出書と一致	甲	北竜町長選挙候補者
		住所 <u>雨竜郡北竜町字●●●●●</u>
		氏名 <u>戸籍名を記載</u> 印
	乙	住所(所在地) <u>雨竜郡北竜町字●●●●●</u>
法人の場合は代表者印 個人の場合は個人印		名称 <u>法人の名称(個人の場合は個人名)</u>
		代表者氏名 <u>●● ●●</u> 印

様式第1号（その1）

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

北竜町選挙管理委員会委員長 様

届出日は告示日以降の日

令和6年1月●●日

令和6年2月4日執行 北竜町長選挙

候補者氏名

戸籍名を記載

印

記

契約書と同一の内容を記載

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合（ハイヤー方式）

契約年月日	契約の相手方の住所及び氏名 〔法人にあたっては所在地、 名称及び代表者の氏名〕	契約内容		備考
		運送契約 期間	運送契約 金額	
令和6年 1月●●日	雨竜郡北竜町字●●●● (株)●●●● 代表取締役 ●● ●●	令和6年 1月30日～ 2月3日	275,000円	

2 1に掲げる場合以外の場合（個別方式）

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の住所及び氏名 〔法人にあつては所在地、 名称及び代表者の氏名〕	契約内容		備考
			借入れ 期間等	契約金額	
自動車の 借入れ	年 月 日		月 日 から 月 日	円	
	年 月 日		月 日 から 月 日	円	
運転手の 雇用	年 月 日		月 日 から 月 日	円	
	年 月 日		月 日 から 月 日	円	
燃料代	年 月 日			円 (※見込額)	単価1L 当り 円
	年 月 日			円 (※見込額)	単価1L 当り 円

備考

- この届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあつては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあつては雇用期間を、「燃料代」にあつては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料代」にあつては、単価契約を締結した場合には、「備考」に単価契約を記載してください。（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には契約の見込額を記載して差し支えありません。）

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

証明日を記載
（※使用の最終日以降）

令和6年2月●●日

令和6年2月4日執行 北竜町長選挙
候補者氏名 戸籍名を記載

印

記 契約書と同一の内容を記載

運送等契約区分 該当するほうの番号に ○をしてください	① 一般乗用旅客自動車 運送事業者との運送契約 による場合	2 左に掲げる場合 以外の場合	
運送事業者等の住所及び氏名 〔法人にあっては所在地、 名称及び代表者の氏名〕	雨竜郡北竜町字●●●● (株)●●●● 代表取締役 ●● ●●		
車種及び自動車登録番号	運送等年月日	運送等金額	備考
小型乗用車 旭川●●● わ ●●-●●	令和6年1月30日	55,000円	
小型乗用車 旭川●●● わ ●●-●●	令和6年1月31日	55,000円	
小型乗用車 旭川●●● わ ●●-●●	令和6年2月1日	55,000円	
小型乗用車 旭川●●● わ ●●-●●	令和6年2月2日	55,000円	
小型乗用車 旭川●●● わ ●●-●●	令和6年2月3日	55,000円	

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し出して
ください。
- 2 運送事業者等が北竜町に支払いを請求するときは、この証明書を請求書に添付して
提出してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、北竜町に支払を請求する
ことはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日あたり次の金額までです。
 (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 ----- 64,500円
 (2) (1)以外の場合 ----- 16,100円
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約
 （「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一
 の契約のものについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用
 自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定
 した1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙
 運動自動車については、北竜町に支払いを請求することはできません。

選挙運動用自動車として
実際に使用した日を記載

請 求 書
 （選挙運動用自動車の使用、燃料代、運転手の報酬）

北竜町議会議員及び北竜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

選挙期日後の日付であること

令和6年2月●●日

北竜町長 様

住 所

雨竜郡北竜町字●●●●●●

（法人にあつては所在地）

氏 名

（株）●●●●●●

（法人にあつては

代表取締役 ●● ●●

名称及び代表者の氏名）

（印）

電話番号

0164 (34) ●●●●●●

- 1 請求金額 ￥ 275,000 円 公費負担限度額（322,500円）以下であること
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和6年2月4日執行 北竜町長選挙
- 4 候補者の氏名 戸籍名を記載
- 5 支払先口座

金融機関名	●●銀行	本・支店名	●●支店
預金種別	普通・当座	口座番号	●●●●●●●●
ふりがな	●●●●●●●●		
口座名義	●●●●●●		

6 連絡先等

この請求書についての連絡先をご記入ください。

電話番号

0164 (34) ●●●●●●

事務担当者名

●● ●●

備 考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、北竜町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 4 この請求書と別紙請求内訳書は左側（長辺）を綴じ合わせてください。

請 求 内 訳 書

（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合）

証明書に記載された
運送年月日を記入

候補者氏名.....戸籍名を記載.....

使用年月日	運送金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額 (ア)又は(イ)のいずれ か少ない方の金額	備 考
令和 6 年 1 月 30 日	55,000 円 (× 1 台)	64,500 円×1 台 = 64,500 円	55,000 円	
令和 6 年 1 月 31 日	55,000 円 (× 1 台)	64,500 円×1 台 = 64,500 円	55,000 円	
令和 6 年 2 月 1 日	55,000 円 (× 1 台)	64,500 円×1 台 = 64,500 円	55,000 円	
令和 6 年 2 月 2 日	55,000 円 (× 1 台)	64,500 円×1 台 = 64,500 円	55,000 円	
令和 6 年 2 月 3 日	55,000 円 (× 1 台)	64,500 円×1 台 = 64,500 円	55,000 円	
計			275,000 円	

備 考

契約の金額と一致

請求書の金額と一致

- 1 「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

第1 選挙運動用自動車の使用

2 その他の契約(個別契約方式)による場合

(1) 自動車の貸与者との契約による場合

印紙

選挙運動用自動車車両賃借契約書

北竜町長選挙候補者 戸籍名を記載 (以下「甲」という) と
 法人の名称 (個人の場合は個人名) (以下「乙」という。) は、選挙運動のために
使用する自動車について、次のとおり借入れ契約を締結する。

1 使用目的 公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のために使用する。

2 自動車登録番号

又は車両番号 旭川●●● わ ●●-●●

3 台数 1台

4 使用期間 令和 6年 1月 30日から

令和 6年 2月 3日まで 5日間

5 契約金額 60,000円 (消費税及び地方消費税を含む)

(内訳) 1日 12,000円 × 5日間

6 使用上の義務等

甲は、法令に従い、本件車両の運行義務を負うことはもちろん
従う義務を負う。

公費負担限度額は16,100円
(※消費税を含めた額)

7 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、北竜町長選挙における選挙運動の公
費負担に関する条例に基づき、北竜町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手
続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、北竜町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足
額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定により供託物を没収され
た場合は、乙は北竜町には請求できない。

8 その他

甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れが
ある団体の関係者又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの(以
下、「暴力団員等」という。)であると判明したとき。
- (2) 乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかか
わらず下請契約等を解除しなかったとき。
- (3) 乙がこの契約に違反したとき。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

	令和 <u>6</u> 年 <u>1</u> 月 ●●日	契約は告示日前でも可能
住所及び氏名は候補者 届出書と一致	甲 北竜町長選挙候補者	
	住所 雨竜郡北竜町字●●●●●	
	氏名 戸籍名を記載	印
法人の場合は代表者印 個人の場合は個人印	乙 住所(所在地) 雨竜郡北竜町字●●●●●	
	名称 法人の名称(個人の場合は個人名)	
	代表者氏名 ●● ●●	印

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

北竜町選挙管理委員会委員長 様

届出日は告示日以降の日

令和6年1月●●日

令和6年2月4日執行 北竜町長選挙
候補者氏名 戸籍名を記載 ㊞

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合（ハイヤー方式）

契約年月日	契約の相手方の住所及び氏名 〔法人にあたっては所在地、 名称及び代表者の氏名〕	契約内容		備考
		運送契約 期間	運送契約 金額	
年 月 日		月 日 から 月 日	円	

契約書と同一の内容を記載

2 1に掲げる場合以外の場合（個別方式）

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の住所及び氏名 〔法人にあつては所在地、 名称及び代表者の氏名〕	契約内容		備考
			借入れ 期間等	契約金額	
自動車の 借入れ	令和6年 1月●●日	雨竜郡北竜町字●●●● (株)●●●● 代表取締役 ●● ●●	令和6年 1月30日～ 2月3日	60,000円	
運転手の 雇用	年 月 日		月 日 から 月 日	円	
	年 月 日		月 日 から 月 日	円	
燃料代	年 月 日			円 (※見込額)	単価1L 当り 円
	年 月 日			円 (※見込額)	単価1L 当り 円

見込額を記入

備考

- 1 この届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあつては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあつては雇用期間を、「燃料代」にあつては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあつては、単価契約を締結した場合には、「備考」に単価契約を記載してください。（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には契約の見込額を記載して差し支えありません。）

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

証明日を記載
（※使用の最終日以降）

令和6年2月●●日

令和6年2月4日執行 北竜町長選挙
候補者氏名 戸籍名を記載

印

記

運送等契約区分 該当するほうの番号に ○をしてください	1 一般乗用旅客自動車 運送事業者との運送契約 による場合	2 左に掲げる場合 以外の場合	
運送事業者等の住所及び氏名 〔法人にあっては所在地、 名称及び代表者の氏名〕	雨竜郡北竜町字●●●● (株)●●●● 代表取締役 ●● ●●		
車種及び自動車登録番号	運送等年月日	運送等金額	備考
小型乗用車 旭川●●●● わ ●●-●●	令和6年1月30日	12,000円	
小型乗用車 旭川●●●● わ ●●-●●	令和6年1月31日	12,000円	
小型乗用車 旭川●●●● わ ●●-●●	令和6年2月1日	12,000円	
小型乗用車 旭川●●●● わ ●●-●●	令和6年2月2日	12,000円	
小型乗用車 旭川●●●● わ ●●-●●	令和6年2月3日	12,000円	

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し出して
ください。
- 2 運送事業者等が北竜町に支払いを請求するときは、この証明書を請求書に添付して
提出してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、北竜町に支払を請求する
ことはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日あたり次の金額までです。
 (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 ----- 64,500円
 (2) (1)以外の場合 ----- 16,100円
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約
（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一
の契約のものについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用
自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定
した1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙
運動自動車については、北竜町に支払いを請求することはできません。

選挙運動用自動車として
実際に使用した日を記載

請 求 書
 （選挙運動用自動車の使用、燃料代、運転手の報酬）

北竜町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

北竜町長 様

選挙期日後の日付であること

令和6年2月●●日

住 所

雨竜郡北竜町字●●●●●●

（法人にあっては所在地）

氏 名

(株)●●●●●●

（法人にあっては

代表取締役 ●● ●●

名称及び代表者の氏名）

Ⓡ

電話番号

0164 (34) ●●●●●●

- 1 請求金額 ￥ 60,000 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和6年2月4日執行 北竜町長選挙
- 4 候補者の氏名 戸籍名を記載
- 5 支払先口座

公費負担限度額（96,600円）
以下であること

金融機関名	●●銀行	本・支店名	●●支店
預金種別	普通・当座	口座番号	●●●●●●●●
ふりがな	●●●●●●●●		
口座名義	●●●●●●		

6 連絡先等

この請求書についての連絡先をご記入ください。

電話番号

0164 (34) ●●●●●●

事務担当者名

●● ●●

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、北竜町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 4 この請求書と別紙請求内訳書は左側（長辺）を綴じ合わせてください。

請 求 内 訳 書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

証明書に記載された
運送年月日を記入

候補者氏名.....戸籍名を記載.....

自 動 車 の 借 入 れ

使用年月日	借入れ金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額 (ア)又は(イ)のいずれ か少ない方の金額	備 考
令和6年1月30日	12,000円 (×1台)	16,100円×1台 = 16,100円	12,000円	
令和6年1月31日	12,000円 (×1台)	16,100円×1台 = 16,100円	12,000円	
令和6年2月1日	12,000円 (×1台)	16,100円×1台 = 16,100円	12,000円	
令和6年2月2日	12,000円 (×1台)	16,100円×1台 = 16,100円	12,000円	
令和6年2月3日	12,000円 (×1台)	16,100円×1台 = 16,100円	12,000円	
計			60,000円	

備 考

- 1 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

請求書の金額と一致

第1 選挙運動用自動車の使用

2 その他の契約(個別契約方式)による場合

(2) 自動車の燃料の供給者との契約による場合

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

北竜町選挙管理委員会委員長 様

届出日は告示以降の日

令和6年1月●●日

令和6年2月4日執行 北竜町長選挙
候補者氏名 戸籍名を記載

⑨

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合（ハイヤー方式）

契約年月日	契約の相手方の住所及び氏名 〔法人にあたっては所在地、 名称及び代表者の氏名〕	契約内容		備考
		運送契約 期 間	運送契約 金 額	
年 月 日		月 日 から 月 日	円	

2 1に掲げる場合以外の場合（個別方式）

区分	項目	契約年月日	契約の相手方の住所及び氏名 〔法人にあつては所在地、 名称及び代表者の氏名〕	契約内容		備考
				借入れ 期間等	契約金額	
自動車の 借入れ		年 月 日		月 日 から 月 日	円	
	運転手の 雇用	年 月 日	契約書と同一の内容を記載	月 日 から 月 日	円	見込額を記入
燃料代		令和6年 1月●●日	雨竜郡北竜町字●●●● (株)●●●● 代表取締役 ●● ●● ●●	旭川●●●● わ ●●- ●●	16,300円 (※見込額)	単価1L 当り 163円 (税込)
		年 月 日			円 (※見込額)	単価1L 当り 円

備考

- 1 この届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあつては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあつては雇用期間を、「燃料代」にあつては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあつては、単価契約を締結した場合には、「備考」に単価契約を記載してください。（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には契約の見込額を記載して差し支えありません。）

自動車燃料代確認申請書

次の自動車燃料代につき、北竜町議会議員及び北竜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

届出日は告示日以降の日

令和6年1月●●日

北竜町選挙管理委員会委員長 様

令和6年2月4日執行 北竜町長選挙

候補者氏名

戸籍名を記載

印

1 契約年月日 令和6年1月●●日

2 契約の相手方 住所(所在地) 雨竜郡北竜町字●●●●●●

氏名 (株)●●●●●●

(名称及び代表者の氏名) 代表取締役 ●● ●●

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号 旭川●●● わ ●●-●●

4 確認申請金額 11,410円(◎の金額)

一致

区 分	購入金額(※1)	左のうち確認済又は 確認申請金額(※2)
前回までの累算金額(a)	0円	0円
今回の購入金額(b)	11,410円	◎ 11,410円
燃料代計(a)+(b)	11,410円	11,410円
備 考	燃料の購入金額を記載	購入金額のうち、公費負担額を受ける金額を掲載

備 考

- この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から北竜町選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額も含めて記載してください。
- ※1の欄は、公費負担であると否とを問わずすべての燃料代について、※2の欄は、そのうちの公費負担として確認されまたは確認申請した金額について記載してください。
- 上記のすべての金額は、消費税を含んだ金額を記載してください。

確認番号第 号

自動車燃料代確認書

北竜町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、次の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

令和6年1月●●日

北竜町選挙管理委員会
委員長

⑩

記

- 1 令和6年2月4日執行 北竜町長選挙
- 2 候補者の氏名 戸籍名を記載
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号 旭川●●● わ ●●-●●
- 4 確認金額 11,410円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともにこの確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られます。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、北竜町に支払を請求することはできません。

様式第4号(その2)
(個別方式のみ)

選挙運動用自動車使用証明書(燃料)

証明日を記載
(※使用の最終日以降)

令和6年2月●●日

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

令和6年2月4日執行 北竜町長選挙
候補者氏名 戸籍名を記載

印

燃料供給業者の住所及び氏名 〔 法人にあっては、所在地、 名称及び代表者の氏名 〕		雨竜郡北竜町字●●●● (株)●●●● 代表取締役 ●● ●●		
燃料供給 年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用 自動車の自動車登録番号	燃料供給量	燃料供給金額 (消費税を含 む)	備 考
令和6年1月30 日	旭川●●● わ ●●-●●	20 ℓ	3,260 円	1 L 当り 163 円 税込み
令和6年1月31 日	旭川●●● わ ●●-●●	15 ℓ	2,445 円	
令和6年2月1 日	旭川●●● わ ●●-●●	10 ℓ	1,630 円	
令和6年2月2 日	旭川●●● わ ●●-●●	10 ℓ	1,630 円	
令和6年2月3 日	旭川●●● わ ●●-●●	15 ℓ	2,445 円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者からの給油の際に受領したものをいう。以下同じ。)の写しを添えて、「請求書」の用紙とともに候補から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が北竜町に支払いを請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は北竜町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

請 求 書
 （選挙運動用自動車の使用、燃料代、運転手の報酬）

北竜町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

北竜町長 様

選挙期日後の日付であること

令和6年2月●●日

住 所

雨竜郡北竜町字●●●●●●

（法人にあっては所在地）

氏 名

(株)●●●●●●

（法人にあっては

代表取締役 ●● ●●

名称及び代表者の氏名）

Ⓡ

電話番号

0164 (34) ●●●●●●

- 1 請求金額 ￥ 11,410 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和6年2月4日執行 北竜町長選挙
- 4 候補者の氏名 戸籍名を記載
- 5 支払先口座

公費負担限度額（46,200円）
以下であること

金融機関名	●●銀行	本・支店名	●●支店
預金種別	普通・当座	口座番号	●●●●●●●●
ふりがな	●●●● ●●●●		
口座名義	●● ●●		

6 連絡先等

この請求書についての連絡先をご記入ください。

電話番号

0164 (34) ●●●●●●

事務担当者名

●● ●●

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、北竜町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 4 この請求書と別紙請求内訳書は左側（長辺）を綴じ合わせてください。

請 求 内 訳 書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

候補者氏名.....戸籍名を記載.....

燃 料 代

販売年月日	販売金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和6年1月30日	(163)円×(20)ℓ= 3,260円	/	/	
令和6年1月31日	(163)円×(15)ℓ= 2,445円	/	/	
令和6年2月1日	(163)円×(10)ℓ= 1,630円	/	/	
令和6年2月2日	(163)円×(10)ℓ= 1,630円	/	/	
令和6年2月3日	(163)円×(15)ℓ= 2,445円	/	/	
	11,410円	46,200円	11,410円	

選挙運動用自動車使用証明書に記載された燃料供給年月日を記載

備考

- 1 「基準限度額」(計)欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」(計)欄には、(ア)の(計)欄又は(イ)の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記入してください。

- 第 1 選挙運動用自動車の使用
- 2 その他の契約(個別契約方式)による場合
- (3) 自動車の運転手との契約による場合

印紙

選挙運動用自動車運転契約書

北竜町長選挙候補者 **戸籍名を記載** (以下「甲」という) と **法人の名称 (個人の場合は個人名)** (以下「乙」という。) は、甲が使用する公職選挙法第141条に定める選挙運動用自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。

1 運転する期間 令和 6年 1月 30日から
 令和 6年 2月 3日まで 5日間
 原則として、毎日 8時 00分から 20時 00分まで

2 自動車登録番号
又は車両番号 **旭川●●● わ ●●-●●**

3 契約金額 **60,000円** (消費税及び地方消費税を含む)
(内訳) 1日につき **12,000円**

4 請求及び支払い
この契約に基づく契約金額については、乙は、北竜町議
における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、北竜町
し、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない
なお、北竜町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足
額を速やかに支払うものとする。
ただし、甲が公職選挙法第93条 (供託物の没収) の規定により供託物を没収され
た場合は、乙は北竜町には請求できない。

公費負担限度額は12,500円
(※消費税を含めた額)

5 その他
甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。
(1) 乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの(以下、「暴力団員等」という。)であると判明したとき。
(2) 乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
(3) 乙がこの契約に違反したとき。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 6年 1月 ●●日 契約は告示日前でも可能

住所及び氏名は候補者
届出書と一致

	甲	北竜町長選挙候補者	
	住所	<u> </u> 雨竜郡北竜町字●●●●●	
	氏名	<u> </u> 戸籍名を記載	印
	乙	住所 (所在地)	<u> </u> 雨竜郡北竜町字●●●●●
		氏名	<u> </u> 個人名 ●● ●●
			印

個人印

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

届出日は告示日以降の日

令和6年1月●●日

北竜町選挙管理委員会委員長 様

令和6年2月4日執行 北竜町長選挙

候補者氏名

戸籍名を記載

印

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合（ハイヤー方式）

契約年月日 年 月 日	契約の相手方の住所及び氏名 〔法人にあたっては所在地、 名称及び代表者の氏名〕	契 約 内 容		備 考
		運 送 契 約 期 間	運 送 契 約 金 額	
		月 日 から 月 日	円	

契約書と同一の内容を記載

2 1に掲げる場合以外の場合（個別方式）

見込額を記入

項目 区分	契約年月日 年 月 日	契約の相手方の住所及び氏名 〔法人にあつては所在地、 名称及び代表者の氏名〕	契 約 内 容		備 考
			借入れ 期間等	契 約 金 額	
自動車の 借入れ			月 日 から 月 日	円	
運転手の 雇用	令和6年 1月●●日	雨竜郡北竜町字●●●●●	令和6年 1月30日～ 2月3日	60,000円	
	年 月 日		月 日 から 月 日	円	
燃料代	年 月 日			円 (※見込額)	単価1L 当り 円
	年 月 日			円 (※見込額)	単価1L 当り 円

備考

- この届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあつては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあつては雇用期間を、「燃料代」にあつては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料代」にあつては、単価契約を締結した場合には、「備考」に単価契約を記載してください。（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には契約の見込額を記載して差し支えありません。）

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

証明日を記載
（※使用の最終日以降）
令和6年2月●●日

令和6年2月4日執行 北竜町長選挙
候補者氏名 戸籍名を記載 ㊟

運 転 手	住 所	雨竜郡北竜町字●●●●●	
	氏 名	●● ●●	
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額	備 考	
令和6年1月30日	12,000円		
令和6年1月31日	12,000円		
令和6年2月1日	12,000円		
令和6年2月2日	12,000円		
令和6年2月3日	12,000円		

契約書と同一の内容を記載

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者
- 「備考」欄には選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用し
- 運転手が北竜町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してく
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、北竜町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 候補者の指定した運転手以外の運転手は、北竜町に支払を請求することはできません。

選挙運動用自動車の運転業務に従事させた年月日及び報酬の額を日ごとに記載

請 求 書
 （選挙運動用自動車の使用、燃料代、運転手の報酬）

北竜町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

北竜町長 様

選挙期日後の日付であること

令和6年2月●●日

住 所

雨竜郡北竜町字●●●●●●

（法人にあっては所在地）

氏 名

●● ●●

（法人にあっては

名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

0164 (34) ●●●●

1 請求金額 ￥ 60,000 円

公費負担限度額（75,000円）
以下であること

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選挙名 令和6年1月14日執行 北竜町長選挙

4 候補者の氏名 戸籍名を記載

5 支払先口座

金融機関名	●●銀行	本・支店名	●●支店
預金種別	普通・当座	口座番号	●●●●●●●●
ふりがな	●●●●●●●●		
口座名義	●●●●		

6 連絡先等

この請求書についての連絡先をご記入ください。

電話番号

0164 (34) ●●●●

事務担当者名

●● ●●

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、北竜町に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- この請求書と別紙請求内訳書は左側（長辺）を綴じ合わせてください。

請 求 内 訳 書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

候補者氏名.....戸籍名を記載.....

運 転 手

雇 用 年 月 日	報 酬 (ア)	基 準 限 度 額 (イ)	請 求 金 額 (ア)又は(イ)のいずれか	備 考
令和6年1月30日	12,000円	12,500円	12,000円	
令和6年1月31日	12,000円	12,500円	12,000円	
令和6年2月1日	12,000円	12,500円	12,000円	
令和6年2月2日	12,000円	12,500円	12,000円	
令和6年2月3日	12,000円	12,500円	12,000円	
計			60,000円	

備考

選挙運動用自動車使用証明書
に記載された燃料雇用年月日
及び報酬額を記入

又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記入してください。

請求書の金額と一致

第2 選挙運動用ビラの作成

選挙運動用ビラ作成契約書

北竜町長選挙候補者 戸籍名を記載 (以下「甲」という) と
法人の名称 (個人の場合は個人名) (以下「乙」という。) は、選挙運動用ビラの
 作成について、次のとおり契約を締結する。

- 1 品 名 公職選挙法第142条第1項第7号に規定する選挙運動用ビラ
 2 規 格 長さ29.7cm×幅21cm
 3 数 量 2,000 枚
 4 契約金額 15,000 円 (消費税及び地方消費税) (内訳) 単価 7円50銭 × 2,000 枚

法定規格 (A4 サイズ以内)

2種類以内で町議会議員
選挙は 1,600 枚、
町長選挙は 5,000 枚が
上限5 納入期限 令和 6 年 1 月 ●● 日

6 請求及び支払い

公費負担限度額は 7 円 73 銭 (※消費税含む)

この契約に基づく契約金額は、北竜町長選挙における選挙運動の公
 費負担に関する条例に基づき、告示日前でも可能だが、契約日以降となることに注意
 するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、北竜町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条 (供託物の没収) の規定により供託物を没収された場合は、乙は北竜町には請求できない。

7 その他

甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの (以下、「暴力団員等」という。) であると判明したとき。
- (2) 乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
- (3) 乙がこの契約に違反したとき。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 6 年 1 月 ●● 日

甲 北竜町長選挙候補者
 住所 雨竜郡北竜町字●●●●●●
 氏名 戸籍名を記載 印

乙 住所 (所在地) 雨竜郡北竜町字●●●●●●
 名称 法人の名称 (個人の場合は個人名)
 代表者氏名 ●● ●●

住所及び氏名は候補者
届出書と一致

法人の場合は代表者印
個人の場合は個人印

契約は告示日前でも可能

様式第1号（その2）

ビラ作成契約届出書

次のとおりビラの作成契約を締結したので届け出ます。

届出日は告示日以降の日

令和6年1月●●日

北竜町選挙管理委員会委員長 様

令和6年2月4日執行 北竜町長選挙

候補者氏名

戸籍名を記載

印

記

契約年月日	契約の相手方の住所及び氏名 〔法人にあたっては所在地、 名称及び代表者の氏名〕	契約内容		備考
		作成契約 枚数	作成契約 金額	
令和6年 1月●日	雨竜郡北竜町字●●●● (株)●●●● 代表取締役 ●●●●	2,000枚	15,000円	
年 月 日	契約書と同一の内容を記載	枚	円	
年 月 日		枚	円	

備考：この届出書には、契約書の写しを添付してください。

ビラ作成枚数確認申請書

次のビラの作成枚数につき、北竜町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

届出日は告示日以降の日

令和6年1月●●日

北竜町選挙管理委員会委員長 様

令和6年2月4日執行 北竜町長選挙
候補者氏名 戸籍名を記載

印

1 契約年月日 令和6年1月●●日

2 契約の相手方 住所（所在地） 雨竜郡北竜町字●●●●●●

氏名 (株)●●●●●●

(名称及び代表者の氏名) 代表取締役 ●● ●●

3 確認申請枚数 2,000 枚 (◎の欄の枚数)

一致

区 分	作 成 枚 数 (※1)	左のうち確認済又は 確認申請枚数 (※2)
前回までの累算枚数 (a)	0 枚	0 枚
今 回 の 枚 数 (b)	2,000 枚	◎ 2,000 枚
枚 数 計 (a) + (b)	2,000 枚	2,000 枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとについて別々に候補者から北竜町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 4 ※1の欄は、公費負担であるか否かを問わずすべての作成枚数について、※2の欄は、そのうちの公費負担として確認され又は確認申請した作成枚数について記載してください。

確認番号第 号

ビラ作成枚数確認書

北竜町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定に基づき、次のビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和6年2月●●日

北竜町選挙管理委員会
委員長

印

記

- 1 令和6年2月4日執行 北竜町長選挙
- 2 候補者の氏名 戸籍名を記載
- 3 確認枚数 2,000 枚

備考

- 1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書とともにこの確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、北竜町に支払を請求することはできません。

ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

契約の履行後（納品後）
の日付であること

令和 6 年 1 月 ●● 日

令和 6 年 2 月 4 日執行 北竜町長選挙

候補者氏名

戸籍名を記載

印

ビラ作成業者の住所及び氏名 (法人にあたっては所在地、名称 及び代表者の氏名)	雨竜郡北竜町字●●● (株)●●● 代表取締役 ●● ●●
作 成 枚 数	2, 0 0 0 枚
作 成 金 額	1 5, 0 0 0 円
備 考	実際に作成したビラの枚数 及び金額を記載

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が北竜町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は北竜町に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚 数

町長選挙	5,000枚
町議会議員選挙	1,600枚
 - (2) 限度額

7円73銭（単価）×当該作成枚数＝限度額
- 5 上表の「作成金額」欄には、消費税を含んだ額を記載してください。

請 求 書
(ビラの作成)

北竜町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

選挙期日後の日付であること

令和6年2月●●日

北竜町長 様

住 所 雨竜郡北竜町字●●●●●
(法人にあつては所在地)
 氏 名 (株)●●●●●
(法人にあつては 代表取締役 ●● ●●)
名称及び代表者の氏名) (印)
 電話番号 0164 (34) ●●●●

1 請求金額 ￥ 15,000円

公費負担限度額
町長選挙 (38,650円)
町議会議員選挙 (12,368円)
以下であること

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選挙名 令和6年2月4日執行 北竜町●●●選挙

4 候補者の氏名 戸籍名を記載

5 支払先口座

金融機関名	●●銀行	本・支店名	●●支店
預金種別	普通 ・当座	口座番号	●●●●●●●●
ふりがな	●●●● ●●●●		
口座名義	●● ●●		

6 連絡先等

この請求書についての連絡先をご記入ください。			
電話番号	0164 (34) ●●●●	事務担当者名	●● ●●

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、北竜町に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本1枚を（2種類の場合には各1枚）を添付してください。
- 4 この請求書と別紙請求内訳書は左側（長辺）を綴じ合わせてください。

第3 選挙運動用ポスターの作成

印紙

選挙運動用ポスター作成契約書

北竜町長選挙候補者 戸籍名を記載 (以下「甲」という) と 法人の名称 (個人の場合は個人名) (以下「乙」という。) は、選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約を締結する。

1 品 名 公職選挙法第143条第1項第5号に定めるポスター

2 規 格 長さ42cm×幅30cm 法定規格

3 数 量 11枚

4 契約金額 25,300円 (消費税及び地方消費税を含む)
(内訳) 単価 2,300円00銭 × 11枚 上限枚数 掲示場数+2枚

5 納入期限 令和6年1月●●日 公費負担上限額は2,553円 (※消費税含む)

6 請求及び支払い

この契約に基づく契約金については、乙は、北竜町議会議員及び北竜町長の選挙における選挙運動の公費として、北竜町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を完了しなければならない。

なお、北竜町に請求する金額が、実利金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定により供託物を没収された場合は、乙は北竜町には請求できない。

7 その他

甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの(以下、「暴力団員等」という。)であると判明したとき。
- (2) 乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
- (3) 乙がこの契約に違反したとき。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 6年 1月 ●●日 契約は告示日前でも可能

住所及び氏名は候補者届出書と一致	甲	北竜町長選挙候補者	
		住 所	<u>雨竜郡北竜町字●●●●●●</u>
		氏 名	<u>戸籍名を記載</u> 印
法人の場合は代表者印 個人の場合は個人印	乙	住 所 (所在地)	<u>雨竜郡北竜町字●●●●●●</u>
		名 称	<u>法人の名称 (個人の場合は個人名)</u>
		代表者氏名	<u>●● ●●</u> 印

ポスター作成契約届出書

次のとおりポスター作成契約を締結したので届け出ます。

届出日は告示日以降の日

令和6年1月●●日

北竜町選挙管理委員会委員長 様

令和6年2月4日執行 北竜町長選挙

候補者氏名

戸籍名を記載

印

記

契約年月日	契約の相手方の住所及び氏名 (法人にあたっては所在地、 名称及び代表者の氏名)	契 約 内 容		備 考
		作 成 契 約 枚 数	作 成 契 約 金 額	
令和6年 1月●日	雨竜郡北竜町字●●● (株)●●● 代表取締役 ●● ●●	11枚	25,300円	
年 月 日	契約書と同一の内容を記載	枚	円	
年 月 日		枚	円	

備考 : この届出書には、契約書の写しを添付してください。

ポスター作成枚数確認申請書

次のポスター作成枚数につき、北竜町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

北竜町選挙管理委員会委員長 様

届出日は告示日以降の日

令和6年1月●●日

令和6年2月4日執行 北竜町長選挙
候補者氏名 戸籍名を記載

印

- 1 契約年月日 令和6年1月●●日
- 2 契約の相手方 住所(所在地) 雨竜郡北竜町字●●●●●●
氏名 (株)●●●●●●
(名称及び代表者の氏名) 代表取締役 ●● ●●

3 確認申請枚数 11枚 (◎の欄の枚数)

一致

区 分	作 成 枚 数 (※1)	左のうち確認済又は 確認申請枚数 (※2)
前回までの累算枚数 (a)	0 枚	0 枚
今 回 の 枚 数 (b)	11 枚	◎ 11 枚
枚 数 計 (a) + (b)	11 枚	11 枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとについて別々に候補者から北竜町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 4 ※1の欄は、公費負担であると否とを問わずすべての作成枚数について、※2の欄は、そのうちの公費負担として確認され又は確認申請した作成枚数について記載してください。

確認番号第	号
-------	---

ポスター作成枚数確認書

北竜町長選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定に基づき、次のポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和6年1月●●日

北竜町選挙管理委員会
委員長

⑩

記

- 1 令和6年2月4日執行 北竜町長選挙
- 2 候補者の氏名 戸籍名を記載
- 3 確認枚数 11 枚

備考

- 1 この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ポスター作成証明書とともにこの確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、北竜町に支払を請求することはできません。

ポ ス タ ー 作 成 証 明 書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

契約の履行後（納品後）
の日付であること

令和 6 年 1 月 ●● 日

令和 6 年 2 月 4 日執行 北竜町長選挙

候補者氏名

戸籍名を記載

印

ポスター作成業者の住所及び氏名 (法人にあたっては所在地、名称 及び代表者の氏名)	雨竜郡北竜町字●●●● (株)●●●● 代表取締役 ●●●●
作 成 枚 数	11 枚
作 成 金 額	25,300 円
ポ ス タ ー 掲 示 場 数	9 箇所

契約書と同一の内容を記載

備考

- 1 この証明書は、作成の実績及び金額を記載し、それぞれごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が北竜町に請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は北竜町に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

ポスター掲示場数に相当する枚数

(2) 限度額

$$\frac{541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数} + 18,104 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価 (1 円未満の端数は切上げ)}$$

(3) 単価×確認された作成枚数＝ 限度額

- 5 上表の「作成金額」欄には、消費税を含んだ額を記載してください。

請 求 書

（ポスターの作成）

北竜町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

選挙期日後の日付であること

令和6年2月●●日

北竜町長 様

住 所 雨竜郡北竜町字●●●●●
（法人にあっては所在地）
 氏 名 (株)●●●●●
（法人にあっては 代表取締役 ●● ●●
名称及び代表者の氏名） ⑩
 電話番号 0164 (34) ●●●●

- 1 請求金額 ￥ 25,300円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和6年2月4日執行 北竜町長選挙
- 4 候補者の氏名 戸籍名を記載
- 5 支払先口座

公費負担限度額
 掲示場9箇所の場合28,083円
 以下であること

金融機関名	●●銀行	本・支店名	●●支店
預金種別	普通 ● 当座	口座番号	
ふりがな	●●●● ●●●●		
口座名義	●● ●●		

6 連絡先等

この請求書についての連絡先をご記入ください。			
電話番号	<u>0164 (34) ●●●●</u>	事務担当者名	●● ●●

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、北竜町に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書と別紙請求内訳書は左側（長辺）を綴じ合わせてください。

請 求 内 訳 書

候補者氏名.....戸籍名を記載.....

ポスターの作成

ポ ス タ ー 掲 示 場 数	作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
	単 価 (A)	枚 数 (B)	金 額 (A) × (B) = (C)	単 価 (D)	枚 数 (E)	金 額 (D) × (E) = (F)	単 価 (G)	枚 数 (H)	金 額 (G) × (H) = (I)	
個所 9箇所	円 2,300 円	枚 11枚	円 25,300円	円 2,553 円	枚 11枚	円 28,083円	円 2,300 円	枚 11枚	円 25,300円	

備考

- 1 「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「ポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記入してあります。
- 2 (D)欄には、次より算出した額を記載してあります。

$$\frac{541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数} + 18,104 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場数}}$$

※ 1円未満の端数は切上げ
- 3 (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してあります。
- 4 (G)欄には、(A)欄と(D)欄を比較して少ない方の金額を記載してください。
- 5 (H)欄には、(B)欄と(E)欄を比較して少ない方の枚数を記載してください。
- 6 「単価」及び「金額」欄には、消費税を含んだ金額を記載してください。

参考資料

○公費負担契約の印紙税法適用について

	一般運送契約 (ハイヤー方式)		印紙税法別表第1 1-4 運送に関する契約書 ・1万円以上10万円以下のもの 200円 ・10万円超～50万円以下 400円 ・50万円超～100万円以下 1,000円
選挙運動用 自動車	その他の契約 (個別契約方式)	自動車借入	物品の貸し借りは印紙税法の対象外
		燃料供給	単価契約は3ヶ月以内は印紙税法の対象外
		運転手雇用	雇用契約であれば印紙税法の対象外 ただし、運転手が運送業の個人事業主であれば、上記「印紙税法別表第1 1-4 運送に関する契約書」に該当する
ビラの作成			印紙税法別表第1 2 請負に関する契約書 ・1万円以上100万円以下のもの 200円
ポスターの作成			印紙税法別表第1 2 請負に関する契約書 ・1万円以上100万円以下のもの 200円